

令和3年度 広島中央エコパーク管理運営事業

広島中央エコパーク調整池水路安全対策工事

仕様書

工事場所 東広島市 西条町上三永

広島中央環境衛生組合

特記仕様書

(広島中央エコパーク調整池水路安全対策工事)

第1章 総則

1. 適用
2. 前払金
3. 履行報告
4. 官公庁等への手続き等
5. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の実施について

第2章 工事材料

1. 品質規格証明資料等

第3章 施工条件

1. 工程

第4章 その他

1. 工事関係書類
2. 工事写真
3. 疑義の解決等
4. 施工計画書の記載事項の簡素化

第1章 総則

1. 適用

本工事の施工にあたっては、広島版「土木工事共通仕様書(令和3年8月)」に基づいて実施しなければならない。

この場合においては、次のとおりとする。

- (1) 「広島県」とあるのは「広島中央環境衛生組合」と読み替える。(ただし、第1編第1章第2節1-1-2-1第3項、1-1-2-8第1項、1-1-2-9第1項、1-1-2-10第1項、1-1-2-11、1-1-2-14第2項、1-1-2-16、1-1-3-6、第2編第1章第3節2-1-3-1においては読み替えない。)
- (2) 「土木工事監督規程」及び「土木工事検査規程」とあるのは「広島中央環境衛生組合建設工事に関する監督及び検査事務取扱要綱」と読み替える。
- (3) 「建設工事執行規則第19条の1」とあるのは「広島中央環境衛生組合建設工事執行規則の規定により、例による東広島市建設工事執行規則第19条」と、「建設工事執行規則第41条の2」とあるのは「広島中央環境衛生組合建設工事執行規則の規定により、例による東広島市建設工事執行規則第41条」と読み替える。
- (4) 「広島県契約規則第2条の1」とあるのは「広島中央環境衛生組合契約規則の規定により、例による東広島市契約規則第2条」と読み替える。
- (5) その他

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
1	1	1	13	調査・試験に対する協力	5	適用しない。
1	1	2	6	工事の下請け		適用しない。
1	1	2	8	調査・試験に対する協力		適用しない。
1	1	2	17	環境対策	4	適用しない。
1	1	3	2	現場代理人及び主任技術者又は監理技術者	5	適用しない。
1	1	3	3	下請負及び契約の制限		適用しない。
1	1	3	4	主要資材の購入		適用しない。
1	1	3	5	暴力団等からの不当要求又は工事妨害の排除		適用しない。
1	1	3	7	契約後 VE 工事		適用しない。
3	1	1	2	請負代金内訳書		適用しない。
3	1	1	3	工程表		適用しない。
3	1	1	9	工事完成図書の納品	2から6まで	適用しない。

3	1	1	10	技術検査	3から5まで	適用しない。
3	1	2	2	工程表		適用しない。
3	1	2	5	電子成果品及び紙の成果品		適用しない。
3	1	3	1	工事完成図書納品		適用しない。
3	1	3	2	技術検査	2	適用しない。

2. 前払金

契約金額が50万円以上の建設工事の場合は前払金を請求することができる。前払金は請負代金の40%以内とする。また、契約に当たって契約約款特約事項第22項により中間前払金を選択するものにあつては、中間前払金は請負代金の20%以内とする。その他、前金払・中間前金払の適用は「広島中央環境衛生組合建設工事請負代金前金払実施要領」及び「広島中央環境衛生組合建設工事請負代金中間前金払実施要領」による。

3. 履行報告

本工事は、小規模工事等であるため所定の様式での提出を省略し、広島版「土木工事共通仕様書(令和3年8月)」第1編1-1-1-21第2項第3号に記載の資料を監督職員に提出することにより履行報告とする。なお、工期延長等が必要となった場合は、報告方法について監督職員と協議するものとする。

4. 官公庁等への手続き等

受注者は、関係官公庁及びその他の関係機関との諸手続きを速やかに行い、許可、承諾等を得た場合はその書面(写し)を提出するものとし、更新手続き(許可内容が同じもの)の場合は、届出等の鑑のみとする。

※施行場所は、東広島市有地であるため、道路工事承認に係る届け出等を必要とする。

5. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の実施について

1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、次のとおり実施に努めること。

(1) 「3つの密を避けるための手引き」の活用

各現場に配布し工事等の関係者に周知を図るとともに、作業所等で掲示を行う。

・ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#kokumin

(2) 「建設現場の「三つの密」の回避等に向けた取組事例」の活用

各現場に配布し始業前の朝礼やKY活動等において工事等の関係者に周知を図る。

・ http://chotatsu.pref.hiroshima.jp/file/kakudaibousi_5.pdf

※各現場での対策事例については、TwitterやFacebook等のSNS活用により普及・展開に努めてください。

例) 「#建設現場の3密対策」を付けたツイートが行われるよう同ハッシュタグを周知する等

2 上述の1を参考に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施することにより追加費用が発生する場合は、実施計画書により監督職員と事前に協議を行い、必要と認められる対策については変更施工計画書（変更業務計画書）を提出する。

なお、必要と認められる対策については、設計変更の対象とする。

3 最終精算変更時点においては、実際に履行したことがわかる全ての証明書類（領収書の写し、領収書の出ないものは金額の妥当性を証明する書類等）及び実績報告書を監督職員に提出する。

4 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名除外等の措置を行う場合がある。

5 疑義が生じた場合は、監督職員と協議すること。

【設計変更の対象とする対策に係る費用の例】

＜共通仮設費＞

○労働者宿舎での密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費

○現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料

※いずれも、その後の積算における現場管理費率や一般管理費率による計算の対象外とする。

＜現場管理費（業務においては直接経費）＞

○現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用

○現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用

○テレビ会議等のための機材・通信費

※いずれも、その後の積算における一般管理費等率による計算の対象外とする。

このほかにも、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、設計変更の対象とする。

第2章 工事材料

1. 品質規格証明資料等

受注者は、工事に使用した次に示す材料又は監督職員が指示する材料の品質を証明する試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を監督職員に提出するものとする。

区 分	材 料 名	摘 要
舗装工	再生粗粒度アスファルト20	表層
舗装工	樹脂系すべり止め舗装 歩道 RPN-501	薄層カラー舗装
付帯工	視線誘導標 土中 両面 反 射体1 標準タイプ	
付帯工	横断・転落防止柵 土中建込 ビーム式・パネル式 標準品 4段ビーム型 白色	

第3章 施工条件

1. 工程

(1) 施工時期・時間の制限

施工内容

時期 全工事期間

時間 8時～18時(作業時間)

施工方法・理由 8時30分から9時まで及び17時から18時までの間は、施工箇所付近が一般廃棄物収集車両及び一般車両等の通行が多いため、資材の荷下ろし・搬入を避けること。

(2) 現場作業終期日

令和4年3月15日とする。

第4章 その他

1. 工事関係書類

(1) 工事関係書類の作成は、東広島市建設工事関係書類作成要領 -土木工事編-によるものとする。

(2) 工事関係書類の提出は、「契約関係書類」1部、「施工管理書類」は、工事打合せ簿による場合は2部、その他による場合は1部とする。

2. 工事写真

工事写真の撮影に当たっては、広島県制定「写真管理基準(令和3年8月)」によるものとし、工事写真の提出部数は、工事写真帳と原本(電子媒体)を各1部提出する。

3. 疑義の解決等

本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項または、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員と協議し決定すること。

4. 施工計画書の記載事項の簡素化

(1) 本工事は、東広島市の「施工計画書の記載事項の簡素化要領(平成30年12月1日制定)」により、施工計画書の記載内容を省略することが出来る。

(2) 施工計画書から記載を省略した事項については、あくまでも記載のみを省略したものであり、当該事項については各種法令等に則り受注者の責において適切に実施する必要がある。